

名張市「筋トレ応援事業」業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

生活習慣病はその後の心臓病、脳卒中、透析等の重症化を招く。40歳以上の名張市国保加入者で、運動習慣のない方が筋力トレーニング（筋トレ）へ参加し、運動の効果・成果を体感することで、継続的に筋トレに取り組むきっかけとする。

(2) 業 務 名：名張市「筋トレ応援事業」業務委託

(3) 業 種：スポーツ指導

(4) 業 務 場 所：名張市内

(5) 業 務 内 容：別紙仕様書 参照

(6) 履 行 期 限：契約日から令和9年3月31日まで

(7) 提案上限額：585,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

2 募集事業者数

募集事業者数は1とする。

3 参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (3) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 名張市内に本店、又は支店・営業所を置く者

4 日程

提案募集の日程は、以下の通りとする。

整理 番号	項目	日程
1	募集要領等の公表、 参加申込書等の受付開始	令和8年8月10日（月）
2	募集要領・仕様書等に対する 質疑期限	令和8年8月18日（火）15時必着
3	質疑に対する回答期限	令和8年8月24日（月）17時までに公表
4	参加申込書の提出期限	令和8年8月28日（金）15時必着
5	参加資格確認結果の通知	令和8年9月1日（火）まで
6	提案書の提出期限	令和8年9月11日（金）15時必着
7	プレゼンテーション審査の実 施	9月中（予定。決まり次第、通知）
8	審査結果通知、結果の公表	（決まり次第、公表）
9	契約締結予定	令和8年10月中（予定）

※上記日程は予定であり、変更する場合もある。

5 手続き等

（1）所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 市民部 保険年金室 担当：西野

電話 0595-63-7445（直通）[開庁・電話対応：土日祝日を除く、9時から16時30分まで]

電子メール hokennenkin@city.nabari.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.nabari.lg.jp/s018/090/010/100/170/20210706083313.html>

（2）募集要領等の公表、参加申込書等の受付開始

ア 公表方法・・・名張市ホームページに掲載

イ 公表内容・・・募集要領、仕様書、その他資料

（3）募集要領・仕様書等に関する質疑・回答

ア 質疑方法・期間・・・令和8年8月10日（月）から令和8年8月18日（火）15時までに、様式第1号で質問すること。

イ 提出方法・・・5（1）の電子メールアドレスへメールすること。

※件名は【名張市「筋トレ応援事業」業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）】とすること。合わせて、電話にて到達確認すること。

※メール以外での質問には回答しないので留意すること。

ウ 回答方法・・・名張市ホームページにて令和８年８月２４日（月）１７時までに随時、公表

（４）参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限・・・令和８年８月２８日（金）１５時まで

[土日祝日を除く、９時から１６時３０分まで]

イ 提出場所・・・名張市役所１階 市民部 保険年金室

ウ 提出方法・・・持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとする。また、郵便事故等については、名張市はその責めを一切負わないものとする。

エ 提出書類・・・参加資格要件を満たし本業務への参加を希望する者は、募集要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を各１部提出すること。ただし、整理番号４から８の書類は、名張市入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合、提出を要するものとする（名張市入札参加資格名簿に登録のある者は提出不要とする）。

整理番号		法人	個人
1	参加申込書【様式第２号】	◎	◎
2	会社（事業者）概要【任意様式（パンフレット可）】	◎	◎
3	市町村税及び国税に係る 納税証明書 （未納がないことを確認できるもの。発行後３か月以内のもの。写し可。） ・すべての市税…名張市役所で発行される「完納証明書」 ・すべての県税…所管県税事務所で発行される「納税確認書」 ・消費税等…所管税務署で発行される「未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その３」）」 ※名張市入札参加資格者名簿登録がある場合は県税のみ提出。	◎	◎
4	法人登記事項証明書 （法人に限る。発行後３か月以内のもの。写し可。）	○	
5	印鑑（登録）証明書 （発行後３か月以内のもの。写し可。）	○	○
6	本人確認書類の写し …マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等国又は地方公共団体が発行した顔写真付入りのもの		○
7	住民票の写し （個人に限る。発行後３か月以内のもの。）		○
8	本籍地の地方公共団体に発行される 身元（身分）証明書 （個人に限る。発行後３か月以内のもの。写し可。）		○
9	委任状【様式第３号】 （代理人を置く場合に限る。）	△	△

◎ 提出が必要

○ 名張市入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合、提出が必要

△ 代理人を置く場合に提出が必要

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 結果通知・・・令和8年9月1日（火）まで

イ 通知方法・・・電子メールにより参加資格確認結果を通知するとともに、参加資格が認められた者には提案書等の提出依頼を行うものとする。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限・・・令和8年9月11日（金）15時まで

[土日祝日を除く、9時から16時30分まで]

イ 提出場所、提出方法・・・5（5）イにより提出場所、提出方法を示すものとする。

エ 提出書類・・・参加資格が認められ、本業務への提案を希望する者は、募集要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

※企画提案書は、以下の点に留意して作成すること。

- ・ ①～③の割合を伸ばすような取組や工夫、具体的なアプローチを提示すること。
①事業継続率（全6回を受講した者の割合）/②運動効果の実感率（運動して気持ち
がよい、体調・痛みが少し回復した等、運動効果を実感した人の割合）/③運動習慣
定着率（事業終了後、アンケート等で運動を継続したいと答えた人の割合）
- ・ 提案はA4 ページ1～2枚に集約すること。
- ・ 提案に係る参考資料があれば添付すること。

整理 番号	提出書類
1	企画提案書提出届【様式第4号】
2	提案書【様式第5号】
3	見積書【様式第6号】

(7) プレゼンテーション審査

- ・ 日時や場所の詳細については、5（5）イにより示すものとする。
- ・ 方法
(ア) 内容・・・1提案者あたり20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分程度）
(イ) 説明者・・・2名以内
(ウ) 準備物・・・パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。なお、50インチモニター及びHDMIケーブルは、名張市が準備するものとする。

(8) 審査への参加経費等

審査への参加に伴う経費等は提案者の負担とします。

(9) 契約締結予定日

令和8年10月中（予定）

（10） 契約保証金

提案書の採用者は、名張市契約規則（平成11年規則第20号）第35条に基づき、契約締結時に契約保証金は免除。

6 審査の方法

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、別表のとおり評価・採点を行い、評価点が最も高い提案者から順に受託候補者として選定する。（プレゼンテーション審査に参加しない者は受託候補者とししないものとする。）

ただし、評価点の合計点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない者は受託候補者とししないものとする。

7 結果の公表

（1）公表時期…決まり次第、公表するものとします。

（2）公表内容…審査結果は、名張市ホームページで公表するとともに、提案者に対し、メールアドレスへ電子メールにより通知するものとする。

8 情報公開

名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開する。

9 その他必要と認める事項

（1） 契約の締結

提出された企画提案書等を踏まえ、受託候補者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合や何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、評価点が次点の者と交渉する。

（2） 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が「１（７）提案上限額」にある額を超過した場合

（３）その他

ア 企画提案書は、１者１提案までとする。

イ 提出された書類等は返却しないものとする。

ウ 提出後の書類等の差し替え、追加及び修正、及び再提出は、原則として認めないものとする。

エ 提出書類等及び選考の経過は、非公開とする。

オ 提出された書類等は、提案者に無断で本公募型プロポーザル方式以外に使用しないものとする。

カ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、提案書等の記載が、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

キ 参加申込及び企画提案にかかる書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とし、それにかかる費用負担を名張市は行わないものとする。

1 評価基準及び評価点

評価項目	評価基準	評価点
業務実施、 組織体制	○事業の流れを熟知した専門職員の配置とその質が確保され、安全かつ円滑に事業を実行する体制があるか。 ○業務遂行上発生した苦情やトラブルへの対応について、具体的な対応策を示しているか。 ○発注者との連絡調整が的確に行える体制であるか。 ○指導内容がわかる書類や報告、請求書等の提出が速やかに行える体制であるか。	20点
実績	○同種業務の経験、自治体や官公庁、民間等との受託実績があるか。 ○専門職員の過去の経験件数や規模、管理者の過去の評価等	20点
運動の継続、効果の実感、運動習慣の定着に向けた取組や工夫	○視覚教材等を用いた指導を行い、運動意欲の向上につながる具体的な取組方法が提案されているか。 ○生活習慣に取り入れやすい等自宅においても継続できるような工夫があるか。 ○運動効果を実感したり、終了後も運動を継続しようと思えたり、途中脱落を防ぐための工夫等	40点
見積金額	※見積金額の評価は、「(当該見積金額/全提案見積額のうち、最低見積額)－1」の値が、5%未満＝10点、5%以上10%未満＝8点、10%以上15%未満＝6点、15%以上20%未満＝4点、20%以上＝2点とする。	10点
個人情報の取扱 について	○個人情報保護や情報漏洩に対する対策が十分とられているか。	10点
合 計		100点

2 評価方法

配点	大変 優れて いる	優れて いる	業務の目的を達成する のに最低限の基準 を果たしている	劣る	大変劣る
40 点	40点	32点	24点	16点	8点
20 点	20点	16点	12点	8点	4点
10 点	10点	8点	6点	4点	2点